

(様式第1号の2)

NPO法人、市民活動団体、社団・財団法人、それぞれの要件に該当することを確認してください。

申請要件に関する確認書

○年 ○月 ○日

島根県知事 様

(団体名) 特定非営利活動法人□□□
(代表者職・氏名) 理事長 島根 太郎

当団体は、島根県社会貢献活動推進事業実施要綱第10条各号に規定する各要件のいずれにも該当します。

なお、県において疑義がある場合は、別途、県の指示による必要な報告を行います。

記

(1) NPO法人の場合

- ア 主たる事務所の所在地が島根県内にある。
- イ 活動を行う主たる区域が島根県内である。
- ウ NPO法人成立の日以後1年及び1事業年度が経過している。
- エ 法第29条に規定する書類(事業報告書等)のすべてを所轄庁に提出している。
- オ 役員の中に暴力団関係者が含まれていない。
- カ 県税及びその他の租税を滞納していない。
- キ 日本財団公益コミュニティサイト CANPAN に団体情報が登録されている。

(2) 市民活動団体の場合

- ア 不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする活動を行っている。
- イ 活動を行う主たる区域が島根県内である。
- ウ 市民活動団体設立の日以後1年及び1事業年度が経過している。
- エ 組織の運営に関する規則(定款、規約、会則等)、予算及び決算書類を整備している。
- オ 過去5年以内に島根県内の行政機関及び島根県の外郭団体と協働で事業(補助、委託、共催、後援又はそれに類するもの)を行った実績を有する団体又は現在行っている。
- カ 法第2条第2項第2号に該当する。(法の規定を援用)
- キ 団体の役員が法第20条各号に該当しない。(法の規定を援用)
- ク 法第21条の規定を満たしている。(法の規定を援用)
- ケ 県税及びその他の租税を滞納していない。
- コ 日本財団公益コミュニティサイト CANPAN に団体情報が登録されている。

(3) 上記(2)のすべてを満たす市民活動団体から法人化した設立後1年又は1事業年度を経過していないNPO法人の場合、知事が別に定める基準を満たしている。

(4) 社団、財団法人の場合

- ア 不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする活動を行っている。
- イ 主たる事務所の所在地が島根県内にある。
- ウ 活動を行う主たる区域が島根県内である。
- エ 法人成立の日以後1年及び1事業年度が経過している。
- オ 当該法人に係る法令等に規定される計算書類(財務諸表)等、事業報告書を整備している。
- カ 法第2条第2項第2号に該当する。(法の規定を援用)
- キ 団体の役員が法第20条各号に該当しない。(法の規定を援用)
- ク 法第21条の規定を満たしている。(法の規定を援用)
- ケ 県税及びその他の租税を滞納していない。
- コ 日本財団公益コミュニティサイトCANPANに団体情報が登録されている。
- サ 国、地方公共団体の外郭団体及び財政的援助団体でない。
- シ 以下①～③の要件を全て満たしている。
 - ① 剰余金の分配を行わないことを定款に定めている。
 - ② 解散したときは、残余財産を国・地方公共団体や一定の公益的な団体に贈与することを定款に定めている。
 - ③ 上記①及び②の定款の定め違反する行為(上記①及び②の要件に該当していた期間において、特定の個人又は団体に特別の利益を与えることを含む。)を行うことを決定し、又は行ったことがない。